

平成29年2月8日

取りまとめ（素案）への提言

～ 指定医の精神保健福祉指定医への再定義について ～

構成員：全国精神保健福祉センター長会 白川教人

私ども全国精神保健福祉センター長会は、第7回のあり方検討会において、地域精神保健医療福祉の機能強化と精神保健指定医の質の向上に向けての提言をさせていただきました。

その中で、現在の精神保健指定医については、新たに「精神保健福祉指定医」として、地域精神保健福祉に卓越した見識を有し、かつ積極的に関与する精神科医であることを再定義し、精神障害者の公的人権擁護活動及び、入院前後における精神障害者やその家族への関わりを軸とした地域精神保健福祉の実習の必須化とともに提言させていただきました。

そこで、素案修正に向けた意見として

p 37の23行以降に続けて、
これらを踏まえて、精神保健指定医を、「精神保健福祉指定医」として、地域精神保健福祉に卓越した見識を有し、かつ積極的に関与する精神科医であることを再定義し、地域精神保健福祉の実習の必須化も含めて継続検討することが適当である。

という一文の追加を提案させていただきます。

追加修正理由

提言において、精神保健指定医の役割の強化は地域精神保健医療福祉の改革において欠かせないものになっています。精神保健法から精神保健福祉法に改正された際に、精神保健指定医の役割の強化はなされませんでした。遅ればせながら地域精神保健医療福祉の強化に向け提案をさせていただきました。